

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 藤岡由裕

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4QF61KK01150	4RRA1AZ0185 0001		6-121				
品名 または 件名							
(6) 公務員宿舎4棟他貯水槽清掃・点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊豊川駐屯地				業務隊 厚生科 厚生班			
搬入場所				納 期 または 工 期			
佐藤准尉 (3352)				令和7年3月31日 (月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和7年2月19日（水）13時10分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。
令和7年2月5日～令和7年2月18日（0900～1500）（土日については電話連絡をお願い致します）

仕様書担当者 業務隊 厚生科 佐藤
電話番号 0533-86-3151（内線：3352）

契約班担当者 会計隊 契約班 永井
電話番号 0533-86-3151（内線：3317）
FAX番号0533-84-7850
メールアドレス：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

上記以外については別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) その他入札心得に示す「事務次官指示事項」の条件を満たすもの。

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名、住所及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の内容を訂正したもので、その訂正について押印していない入札
- (7) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (8) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項
 - 役務請負契約条項
- (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項

6 契約書の作成

契約書を作成する。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額決定（消費税抜）

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

8 その他

(1) 郵便による入札については、**令和7年2月19日（水）12時00分必着分**までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に係りの無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。

(2) 電報・電話等による入札は認めません。

(3) 入札に参加する者は、**令和7年2月18日（火）17時00分までに**資格審査結果通知書の写しを提出してください。（FAX可）

(4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。

(5) 市場価格調査にご協力をお願いします。

(6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をお願いします。

(7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：永井

0533-86-3151 内線(3337) FAX0533-84-7850（直通）

メールアドレス：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(8) 仕様内容に関する問い合わせ先

陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 厚生科 担当：佐藤

0533-86-3151 内線(3352)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 のほか
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



表紙含む全4枚

仕様書番号6-121

(6) 公務員宿舎4棟他貯水槽清掃・点検

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

管理科長	営繕班長	企画係長	施設管理係

役務名称	(6) 公務員宿舎4棟他貯水槽清掃・点検				
図面名称	表紙				
業務隊長	厚生科長	厚生班長	宿舎係	宿舎管理人	担当者
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊			図面番号	1/4	

仕 様 書

調達要求番号	4RRA1AZ0185	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
作業件名	(6) 公務員宿舎4棟他貯水槽清掃・点検	作成年月日	令和7年1月16日

- 1 実施場所
愛知県豊川市金屋西町2-1, 2, 5 陸上自衛隊豊川駐屯地 金屋宿舎 (3. 4. 5. A. B. D. E棟)
愛知県豊川市金屋西町2-6 陸上自衛隊豊川駐屯地 二見塚宿舎(6. 7棟)
- 2 実施概要
本作業は、陸上自衛隊豊川駐屯地公務員宿舎の貯水槽の清掃及び点検を実施するものである。
- 3 実施期間
契約締結日の翌日～令和7年3月31日(月)までの間
- 4 一般事項
 - (1) 本作業は、本仕様書・図面によるほか建築保全業務共通仕様書・水道法・水道法施行規則・水質基準に関する省令・建築物における衛生的環境の確保に関する法律・施行規則及び同法に基づく厚生労働省告示ならびに各地方条例に基づき実施すること。
 - (2) 作業は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
 - (3) 受注者は、作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し監督官に提出することとし、了解を得たのち作業を実施すること。
 - (4) 作業は受注者の責任作業とし、作業に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
 - (5) 作業時間は午前8時30分から午後5時までとする。なお時間外、土曜日・日曜日及び祝日等に作業を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
 - (6) 作業に際し仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
 - (7) 作業実施に際し、受注者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
 - (8) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行ない作業中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、作業場所以外の立ち入りを禁止する。作業の都合によりやむ得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
 - (9) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し指示に従うこと。

役務名称	(6) 公務員宿舎4棟他貯水槽清掃・点検	
図面名称	仕様書(1)	
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2 / 4

5 特記仕様

- (1) 高置水槽の清掃・点検は、受水槽清掃と同じ日に行う事とする。
- (2) 作業衣及び使用器具は、受水槽等の清掃専用のものを使うこととし、作業にあたっては作業衣及び使用器具の消毒を行い、衛生的に行うこと。
- (3) 壁面等に付着した物質の除去は受水槽等の材質に応じ、適切な方法で行うこと。
- (4) 清掃終了後水道引込管内等の停滞水の管内のもらい錆等が流入しないようにすること。
- (5) 消毒薬は有効塩素 50～100mg/l の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を使用すること。
- (6) 消毒は受水槽等内の全壁面、床及び天井の下面について消毒薬を高圧洗浄機等で吹き付け、若しくはブラシを使用して実施すること。
- (7) 消毒による排水を完全に排除するとともに、消毒終了後は受水槽等内に立ち入りしないこと。
- (8) 消毒後の水洗い及び受水槽等内への上水注入は消毒終了後30分以上経過してから行うこと。
- (9) 受水槽等水張終了後、給水を開始するときは受水槽等における水について水質検査及び残留塩素の測定を実施すること。
 - ア 水質検査：色度5度以下、濁度2度以下、臭気・味が異常でないこと
(消毒によるものを除く)
 - イ 残留塩素：遊離残留塩素の場合0.2mg/l以上
結合残留塩素の場合1.5mg/l以上の含有率
- (10) 作業員全員の腸内細菌検査成績書（作業前6ヶ月以内）を提出し、作業員が健康な状態で実施すること。
- (11) 清掃実施タンクは下記のとおり。

場所	規 格	
	受水槽	高置水槽
4棟	総容量27.0m ³ FRP製	
5棟	総容量21.0m ³ FRP製	総容量3.38m ³ FRP製
6棟	総容量22.5m ³ FRP製	
7棟	総容量40.5m ³ FRP製	
B棟	総容量42.0m ³ FRP製	
D棟	総容量21.0m ³ FRP製	総容量3.38m ³ FRP製
E棟	総容量21.0m ³ FRP製	総容量3.38m ³ FRP製

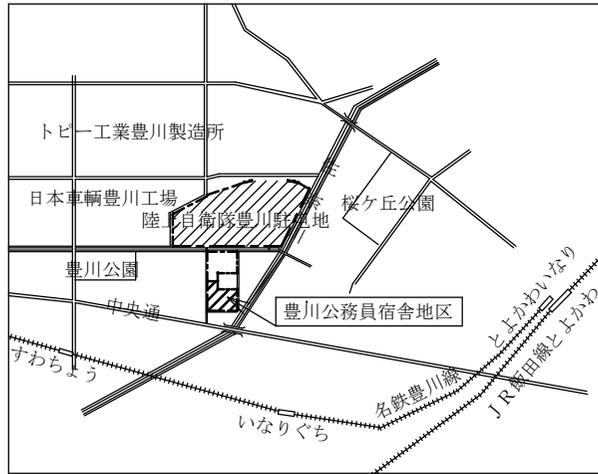
6 提出書類

- (1) 工程表 1部（契約後速やかに）
- (2) 現場代理人届・略歴書 1部（同 上）
- (3) 作業日誌 1部（同 上）
- (4) 打合せ簿 1部（同 上）
- (5) 役務開始・完了届 1部（同 上）
- (6) 作業写真 1部（作業後速やかに）
- (7) 腸内細菌検査成績書 1部（作業前に）
- (8) その他指示する書類 1部（その都度）

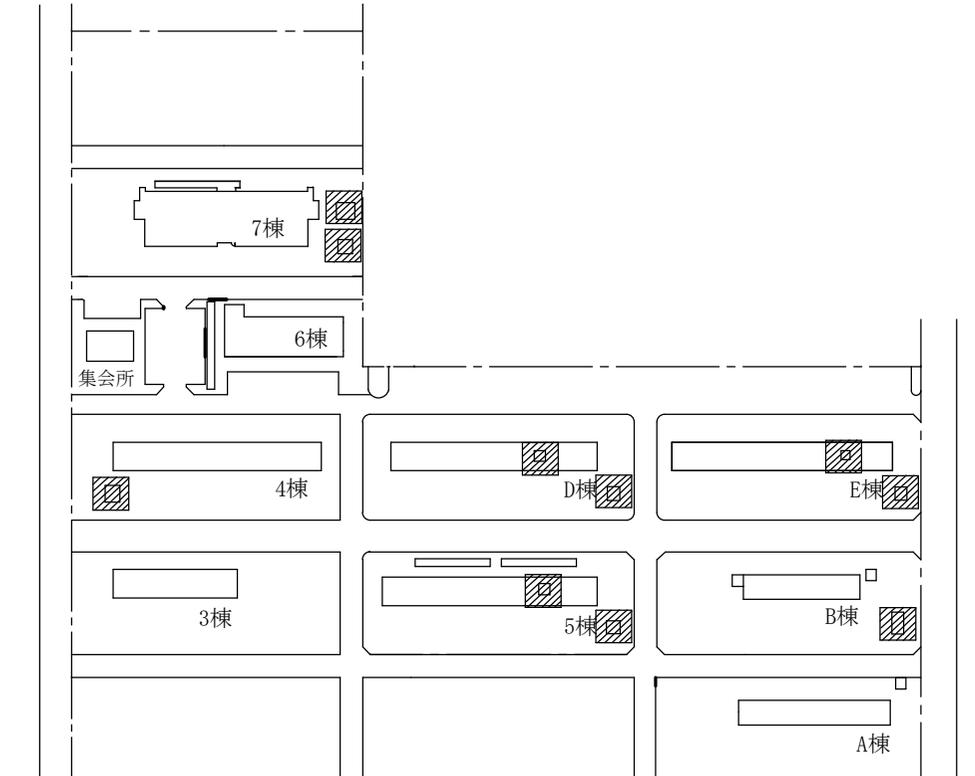
7 完了検査

本作業は、検査官が実施する完了検査の合格をもって完了とする。また手直しが生じた場合は、手直し作業終了後に検査官による再検査を実施し、検査合格をもって完了とする。

役務名称	(6) 公務員宿舎4棟他貯水槽清掃・点検		
図面名称	仕様書(2)		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3 / 4	



豊川駐屯地案内図 S : 1 / X



公務員宿舎配置図 S : 1 / 3000

 施行場所

役務名称	(6)公務員宿舎4棟他貯水槽清掃・点検		
図面名称	案内図・配置図・平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	4 / 4

